

—農商工連携特別号—

今号は、農林水産省と経済産業省が連携して取り組んでいる「農商工連携事業」について、農林水産省及び中小企業庁のご協力をいただき特別号としてお届けいたします。

第1回認定者を公表！

平成20年7月21日に施行された農商工等連携促進法について、9月19日に初の認定が全国一斉に行われました。第1回は計65の連携体と4の支援機関が認定されています。

農商工連携とは？

簡単に言ってしまうと、“農林漁業者と中小企業者がお互いの強みを持ち寄り、通常のビジネスの枠を超えて協力し、新商品・新サービスの開発、生産等を行うこと”が「農商工連携」です。

「新商品・新サービス」は、“その事業者にとってこれまで開発、生産したことのないもの”となっているため、創意工夫を活かした幅広い事業が対象となりますが、当然のことながら売れる見込みがない新商品開発等は認定されません。

WIN-WINの関係

農商工連携の目的は、農林漁業者と中小企業者が同時に経営改善を実現することです。

したがって定量的な認定基準として、それぞれ“売上高と付加価値額の5%以上の増加”が課されています。単独では実現困難だった経営課題を異業種連携で解決し、WIN-WINの関係を築こうとする取組です。今回はこういった取組が65件認定され、うち9割が食品関連の商品開発でした。

なお、農林漁業者と中小企業者が中心となる事業内容であれば、大企業も連携体に参画することができます。

J-PAOも協力を検討

この法律には、もう一つの認定スキームがあり、農商工連携の取組を側面的に支援する公益法人、NPO法人を対象とするものです。

今回は4つの支援機関が認定を受けましたが、もちろんJ-PAOも農商工連携を支援すべく計画の申請を前向きに検討しているところです。

認定者に対する支援措置

認定を受けた事業者に対しては、専門家によるアドバイス（(独)中小企業基盤整備機構のハンズオン支援）などのほか、試作品開発や販路開拓に対する補助（2/3補助）、設備投資減税（7%の税額控除 or 30%の特別償却）、中小企業信用保険法の特例（保証限度額を倍増等）、農業改良資金など都道府県の無利子貸付の特例（貸付対象者に農業施設等の整備を行う中小企業者を追加等）、(株)日本政策金融公庫の低利融資等による支援措置が講じられております。

(J-PAOに支援措置に関する資料があります。)

認定等の今後の予定

☆平成20年11月～12月

第3回認定及び認定事業者向け補助事業募集開始

☆平成21年2月～3月

第3回認定及び認定事業者向け補助事業募集開始

ご相談、お問い合わせは、地方農政局・経済産業局、(独)中小企業基盤整備機構の地域活性化支援事務局となります。

これら相談窓口情報を含め、農商工連携の最新情報は、この特設サイトへ！



<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>